

鳥取縣公報

本誌は、キヤハ國定規格A五

昭和二十五年五月六日
第二千五百五号
土曜日

告示 示

◇鳥取縣告示第二千三百三十一号

林業技術普及要綱に基く鳥取縣地区林業技術普及員資格認定要綱を次のように定める。

昭和二十五年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地区林業技術普及員資格認定要綱

(資格試験実施機関)

第一條 林業技術研究普及助長事業要綱に基く、鳥取縣地区林業技術普及員(以下地区技術普及員という)の資格試験は、この要綱の定めるところにより知事が行う。

(試験出願事項の公示)

第二條 知事は、資格試験に関する方法、実施期日、受験願書の受付期間及び試験場所等について試験実施期

日一箇月以前に公示する。

(試験事項)

第三條 資格試験は、林業一般に関する筆記試験及び林業と社会常識等について行う。

(試験方法)

第四條 知事が行う資格試験の方法は、左の各号による。

(委員会の設置)

一 知事は、地区技術普及員の資格試験を行うため、鳥取縣地区林業技術普及員資格試験委員会(以下委員会という)を設置する。

(委員会の構成及び職務)

二 委員会の構成及び職務を次の通りとする。

(ウ) 委員会は、委員長一名、委員五名をもつて組織する。

(ロ) 委員長は、知事をもつてこれに充てる。知事が

事故あるときは、委員長の指名した者がこれに代はる。

(ハ) 委員は、次に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。学識経験者一名、縣人事課長一名、縣林務課長一名、營林局署員一名、林業教育者一名
(ニ) 委員会は、次の職務を行う。

受験資格の審査、試験員の知事への推薦、資格試験の実施、合格者の知事への答申、その他試験に關し必要な事項

三 委員会の運営は、合議による。

(試験の免除)

第五條 知事は、地区技術普及員にならうとする者で次の要件を兼ねそなえ、委員会が地区技術普及員として標準以上の実力を有すると認められた者について、試験を行わないで地区技術普及員の資格を附与することができる。

一 受験資格の経歴を有する者

二 林業に關する試験研究、教育又はその実務に五年以上従事した者

三 有益な業績を挙げた者

(合格者の発表、合格証明書の附与)

第六條 知事は、試験施行後一箇月以内に試験合格者氏名を公示するとともに、試験合格者に対し合格証明書を附与する。

(受験の停止と合格の無効)

第七條 知事は、資格試験に關し不正行為があつた場合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合は、受験を停止し又は、その合格を無効とすることができる。

(資格の範囲)

第八條 地区技術普及員の資格は、各都道府縣間に共通とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第二三三十二号

林業技術普及助成職員資格認定基準に基く昭和二十五年鳥取縣地区林業技術普及員資格認定細則を次のように定める。

昭和二十五年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年鳥取縣地区林業技術普及員資格認定細則

第一條 林業技術普及助成職員資格認定基準に基く昭和二十五年鳥取縣地区林業技術員の資格認定は、この細則の定めるところによる。

(試験出願事項の発表)

第二條 知事は資格認定に關し必要な事項を五月二十三日に公示する。

(試験出願書類及び添付書類)

第三條 試験を受けようとする者は、別記様式の出願書に履歴書、出願有資格者であることを証明する資料及び寫眞を添付して知事に提出しなければならない。

(試験出願書の受付期間)

第四條 試験出願書の受付期間は、五月二十四日から六月十五日までの期間とする。

(受験票の交付)

第五條 知事は、試験出願者に対し試験の場所、時刻、受験者氏名その他受験上必要な事項を記載した受験票

を交付する。

(試験の免除者の通知)

第六條 試験出願者の中委員会が試験を行う必要がないと認められた者については、その旨を本人に通知する。

(試験の実施期日及び場所)

第七條 試験は六月二十五日鳥取市において行う。

(試験の方法)

第八條 試験は、林業一般に關する筆記試験及び林業と社会常識等についての口頭試験を行う。

(筆記試験の審査)

第九條 筆記試験の審査は、委員会の委嘱する試験担当員が行う。

(合格者の答申)

第十條 委員会は、試験担当員の意見を徴し合格者を選定し知事に答申する。

(合格者の通知)

第十一條 知事は、合格者氏名を七月十一日発表する。

附 則

この細則は公布の日から施行する。

裏面

至自	年	月	勤務先と所在地	職名と職級名	俸給	職務内容

14 これまでの質問以外に任用に参考になることがあれば書いて下さい。

(注意) この記載事項に不正があると地区技術普及員として任用される資格を失うことがあります。
上に記載した事項が真実で、かつ正確であることを私はここに確信致します。なお私は日本国憲法またはその下に成立した政府、地方公共団体を暴力で破壊することを主張せず、またこういう主張をもつ政党や団体に属しないことを誓います。

昭和 年 月 日 氏名 印

表面

林業地区技術普及員 試験出願書 (都道府県)

試験公告をよく読んで次のすべての質問に明瞭かつ完全に答えて下さい。答はすべてインクで書き印のある項目は該当する□の中に√印をつけて下さい。※印の所は記入しないで下さい。※印の所は記入しないで下さい。二部作成して下さい

1 氏名(フリガナ)	2 生年月日(年令)	3 本籍地	4 現住所(フリガナ)	5 通知を受けるのに現住所より便利な連絡先があれば書いて下さい。(フリガナ)	6 就職希望都道府県	7 公職追放該当	8 配偶者	9 扶養家族	10 身体上に欠陥があるか	11 学歴(今年迄受けた一切の教育について書いて下さい)

12 中等学校迄の人はその最終学校名と所在地を書いて下さい。

a 小学校	1 2 3 4 5	年 月 ~ 年 月	学校名
b 高等小学校	1 2	年 月 ~ 年 月	
c 中学校	1 2 3 4 5	年 月 ~ 年 月	所在地
d 高等大学名	学部科名	所在地	修学期間

e 其の他の教育、訓練、研修及び試験検定について書いて下さい。

13 資格認定に参考になる(a)著書(d)研究機関学術への発表等を書いて下さい。

f 職歴、過去の職業上の経験について現在から過去にさかのぼって書いて下さい。

至自	年	月	勤務先と所在地	職名と職級名	俸給	職務内容

00309

.....切.....取.....線.....

1※受験期日 () 月 日 時から
 2※受験場所
 3注意事項
 鉛筆、消ゴム、弁当持参のこと。と
 受験の資格は本票の通知を受けた
 受験資格は無効とする。

裏面

林業地区技術普及員資格試験
 受 験 票 (A)

都道府県名
 ※受験番号
 氏名
 ※受付印 年 月 日生

電 真 貼 付
 年 月 日生

林業地区技術普及員資格試験
 受 験 票 (B)

氏 名
 ※受験番号
 都道府県名
 年 月 日生

※の所は記入しないで下さい

表面

◇鳥取縣告示第二〇三三三号

鳥取縣管牧場預託規程(昭和二十四年鳥取縣告示第二〇六十五号)の一部を次のように改める。

昭和二十五年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣管牧場預託規程中改正規程

第十二條を次のように改める。

第十二條 預託家畜に預託期間中疾病又は不慮の事故が生じたときは適当な手当を施す。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第二〇三三三三号

鳥取縣生パン、玉うどん及び小麦粉自由選択配給要綱による四月分小麦粉製品自由選択購入切符の有効期間を五月十五日まで延期する。

昭和二十五年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

正 誤

昭和二十五年三月三十一日号外鳥取縣條例第十九号中誤植があるので、次のように訂正する。

記

五頁第二條七行目

誤

「三〇人」を「三一人」 「三一人」を「三二人」

正

昭和二十五年三月十七日鳥取縣公報第二千九十二号正誤表中誤植があるので、次のように訂正する。

記

二五頁下段

誤

鈴木茂雄 鈴木茂雄 鈴木茂雄 鈴木茂雄

正

00310